

令和 6 年度

共同利用・共同研究システム形成事業

～大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム～

公募要領

令和 7 年 3 月

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課

～ 目次 ～

1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 対象機関及び事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 公募対象とする機関	
(2) 事業内容	
(3) 採択予定件数	
(4) 支援対象	
(5) 補助事業期間	
(6) 経費	
(7) 関連施策との関係	
3. 申請と審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 申請者	
(2) 申請内容	
(3) 審査の観点	
(4) 審査方法	
4. 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5. 申請方法及びスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 申請意向表明	
(2) 公募説明会	
(3) 申請書類等の提出方法	
(4) スケジュール	
6. 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

～ 申請書類の様式 ～

- 【様式1】申請書
- 【様式2】申請体制
- 【様式3】申請内容
- 【様式4】事業工程表
- 【事業概要資料】

1. 趣旨

我が国全体の研究力を向上させていくためには、個々の大学の持つ強みを引き上げることと同時に、全国の国公立大学等に広く点在する研究者のポテンシャルを引き出していくことが必要不可欠です。

我が国においては、大学共同利用機関や国公立大学の共同利用・共同研究拠点等を中核とした、大型・最先端の研究設備や大量・希少な学術資料・データ等を、個々の大学の枠を超えて全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行う「共同利用・共同研究」が、独自の研究エコシステムとして機能し、学術研究の発展に大きく貢献してきました。その体制の中で整備されることで様々な研究分野に裨益する最先端の中規模研究設備は、世界最先端の研究を実施するための装置開発やそのための技術開発が必要であり、開発そのものが共同研究となります。そのような最先端の中規模研究設備は、全国の研究者のニーズが高く、開発後も共同利用・共同研究体制の中核機能として、多くの研究者に供されます。

しかしながら、共同利用・共同研究体制は、中規模研究設備等を通じて当該分野における共同利用・共同研究を組織の枠を超えて全国の研究者に提供するシステムであるため、現在の法人単位の経営マネジメント上では、中規模研究設備の計画的かつ継続的な整備・更新が進みにくい状況となっており、新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備は高度化及び光熱費の高騰により、維持にかかる経費の確保が一層困難になっています。

「大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム」（以下「本プログラム」という。）においては、このような特定分野の中核性に基づいて形成されてきた共同利用・共同研究体制において、策定された国による整備方針（別添）のもと、大学の枠を超えて、学外へ開かれた利用を前提とした新規技術・開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備の整備を行います。これにより、共同利用・共同研究体制を強化・充実し、我が国における研究の厚みを大きくすることにより研究力の強化を図るとともに、若手研究者や技術職員等も含めた次世代の人材育成の促進を目指します。

2. 対象機関及び事業概要

(1) 公募対象とする機関

国公立大学の共同利用・共同研究拠点もしくは国際共同利用・共同研究拠点（以下、「共同利用・共同研究拠点等」）に認定された研究施設等

(2) 事業内容

国による整備方針のもと、大学の枠を超えて、学外へ開かれた利用を前提とした新規技術・開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備の整備により、共同利用・共同研究システムの機能強化を図り、我が国の研究の厚みを大きくすることにより研究力の強化を図るとともに、若手研究者や技術職員等も含めた次世代の人材育成を促進する。

(3) 採択予定件数

2 件程度

(4) 支援対象

本事業による支援は、国公立大学の共同利用・共同研究拠点等に認定された研究施設等による、学外へ開かれた利用を前提とした新規技術・開発要素が含まれる以下のいずれかの類型に合致する最先端の中規模研究設備の整備に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費。

- 1) すでに進んでいる新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備
- 2) 既存の研究設備に付加することにより先進性を更に高めることができる新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備
- 3) 大規模な先進性のある新規技術・設備開発のために必要な最先端の中規模研究設備
- 4) これから新規技術・設備開発を行い、導入する新規の最先端の中規模研究設備

支援終了後には、本事業による成果・効果について確認・検証の上、その後の政策形成や各採択機関の将来構想において活用する。

(5) 補助事業期間

本事業の補助事業期間は交付決定日から交付決定日の属する年度の年度末までとする。

(6) 経費

ア) 申請額

1 件あたり 5 億円を上限に補助金の申請を可能とする。

- ※ 自己負担額の充当により、補助金の申請上限額を5億円としたうえで、中規模研究設備の補助対象経費が5億円を超えた整備計画の申請は可能。
- ※ 採択にあたっては、採択数、設備の内容等により申請額から変更される場合がある。

イ) 経費の範囲

申請可能な経費は、事業計画の遂行に必要な以下の項目とする。

(申請可能な項目)

- ・設備備品費（設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む）

(7) 関連施策との関係

国際卓越研究大学に認定された大学及び国際卓越研究大学に申請中の大学にある共同利用・共同研究拠点等が申請機関となることは可能とする。ただし、実施機関が属する大学が国際卓越研究大学に認定されている場合、または本事業の補助期間中に実施機関が属する大学が国際卓越研究大学に認定された場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本事業の取組で重複が生じないように支援する。具体的には、重複する部分については本事業からの補助は行わず、重複しない部分についてのみ本事業から支援することとする。

3. 申請と審査

(1) 申請者

国公立大学の長

(2) 申請内容

申請内容においては、整備を行う最先端の中規模研究設備がこれまでの共同利用・共同研究拠点等としての活動実績を踏まえ、以下の要件を備えていることを明確に示すとともに、実施計画を具体的に記載すること。その際、当該分野関係者以外のものにも理解しやすい文言を用いること。また、同一拠点で複数の申請を行う場合は、優先順位を明示すること。

- ア) 当該研究分野の国内外の研究動向の中での重要性等も踏まえて整備の必要性があり、高い先進性を有する設備か
- イ) 整備することにより、共同利用・共同研究拠点等としての機能が格段に向上する設備か
- ウ) 技術職員等の人材育成への多大な貢献が見込まれる設備か
- エ) 企業との共同研究をはじめとする産学連携や製品化・事業化への効果が期待される設備か

(3) 審査の観点

以下に記載の観点がこれまでの共同利用・共同研究拠点等の活動実績を踏まえ明確に示されていること、実施計画を含めた申請内容が本事業の目的を遂行する実現性が高い内容であるかどうかを総合的に判断する。

ア)「当該研究分野の国内外の研究動向の中での重要性等も踏まえて整備の必要性があり、高い先進性を有する設備か」に関する審査の観点

- ・当該研究分野における国際的な研究動向の中で、当該設備を整備することにより世界をリードしていけることが明確である。
- ・国内外での当該設備の設置状況を踏まえ、我が国の学術研究の推進上、当該設備の整備の必要性が明確である。
- ・国内外の研究動向の中で、当該設備の整備により当該研究分野が格段に広がるということが明確である。
- ・当該設備について、研究分野をリードするにあたり、大学の本部及び拠点として設備整備計画等に位置付けられている等の設備の整備に対する戦略性がある。

イ)「整備することにより、共同利用・共同研究拠点等としての機能が格段に向上する設備か」に関する審査の観点

- ・当該設備を整備するにあたり、研究者コミュニティからの要望を踏まえた仕様を備えるため、研究開発が必要な要素が含まれている。
- ・共同利用・共同研究拠点等として、幅広い研究者コミュニティからの要望を踏まえた管理・運営、整備方針の策定がなされており、利用ニーズが定量的に示されている。
- ・当該設備の導入により、共同利用・共同研究拠点等としての機能が向上し、他大学や研究者コミュニティの活用が促進され、共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれる等、拠点としての広がりが明確である。
- ・当該研究設備の利用については、共同利用・共同研究拠点等として学外に開かれたマネジメントができており、学内・学外分け隔てなく全国の関連研究者の利用が担保されている。
- ・共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分に配置されている。
- ・関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分、維持・管理や設備故障時の経費 等）が十分に得られる見込みがある。

ウ)「技術職員等の人材育成への多大な貢献が見込まれる設備か」に関する審査の観点

- ・設備の整備を通じ、専門性の高い、若手を含む技術職員等の関与が明確であり、技術職員等の育成及びその技術の継承や向上に資することが明確である。

エ)「企業との共同研究をはじめとする産学連携や製品化・事業化への効果が期待される設備か」に関する審査の観点

- ・当該設備に関連して企業との連携実績がある。
- ・当該設備の導入により、既存の連携企業または新たな企業との連携や製品化・事業化への効果が見込まれる。

(4) 審査方法

文部科学省が設置する有識者による事業推進委員会において、申請内容について書面により総合的な審査を行う。

4. 留意事項

(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて機関に照会を行うことがあります。

(2) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助金を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」という。）に基づき輸出規制^{※1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要

となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型※²に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(3) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いいたします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(4) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する補助金の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○補助金の不正使用等が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた事業について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

2) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の補助金の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度		申請制限期間※ ³ （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から）
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※ 3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

3) 不正事案の公表

本事業において、補助金の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(5) 関係法令等に違反した場合の措置

補助事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令

等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(6) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

(7) 論文謝辞等における体系的番号の記載

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。論文投稿時も同様です。本事業の体系的番号は、論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例とあわせて採択後に申請機関に対してお知らせします。

(8) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(9)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出

本事業の交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に回答・提出することが必要です。（チェックリストへの回答・提出がない場合の交付は認められません。）

このため、令和7年4月1日以降に、文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から「令和7年度版チェックリスト」の様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、交付申請までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出※（アップロード）してください。

なお、令和6年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず交付が認められますが、こちらに該当する場合は、令和7年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和7年12月1日までに行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・手続きは不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（体制整備等自己評価チェックリストの回答・提出に関する文部科学省ウェブサイト）

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

注意）上記の URL は令和6年度版チェックリストの案内ですので、令和7年度版チェックリストの案内は、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトを参照してください。

※ 提出には、e-Rad の利用環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあたっては、以下のウェブサイトを確認の上、早急に手続きをしてください。登録には通常2週間程度を要するため、十分に注意してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

- (10) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備
研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の交付に当たり、各研究機関※^{1,2}は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。)

このため、令和 7 年 4 月 1 日以降、文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 7 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付申請までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。なお、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず交付が認められますが、こちらに該当する場合は、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを令和 7 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。研究不正行為チェックリストについては、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

注意) 上記の URL は令和 6 年度版研究不正行為チェックリストの案内ですので、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストの案内は、令和 7 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブサイトを参照してください。

※ 1 提出には、e-Rad の利用環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあたっては、以下のウェブサイトを確認の上、早急に手続きをしてください。登録には通常 2 週間程度を要するた

め、十分に注意してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

- ※2 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(12) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

- ※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

なお、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速や

かに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(13) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、申請機関の責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

5. 申請方法及びスケジュール

(1) 申請意向表明

申請件数等をあらかじめ把握するため、本事業への申請を検討されている機関は、申請意向の表明として、指定の期間内に以下のフォームに登録してください。

【意向表明期間】令和7年3月18日（火）～3月31日（月）（14日間）

【登録フォーム】「大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム」令和6年度公募における申請意向登録フォーム

<https://forms.office.com/r/3PVVYNqbqg>

(2) 公募説明会

Web による公募説明会を開催します。公募説明会予定日時及び申込等については、文部科学省（公募）ホームページを確認してください。応募にあたり本説明会への参加は任意です。応募者多数の場合は別途日程を調整する場合があります。

公募情報ホームページ：https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm

(3) 申請書類等の提出方法

本事業の申請に当たっては、申請書の提出が必要です。申請者は、指定の様式で申請書類を作成のうえ、以下の手順に従い提出してください。

（申請書類等）

① 様式1～様式4

- ・ 様式ごとの「Word ファイル」に加え、様式1～様式4を一つのファイルに結合した「PDF ファイル」も提出してください。

※様式1は大学ごとに1部、様式2は拠点ごとに1部、様式3・様式4は要求設備ごとに作成してください。

② 事業概要資料

- ・ 申請する事業の概要を「PowerPoint ファイル」の指定様式に1枚にまとめた資料を提出してください。
- ・ 様式1～様式4と同様に、「PDF ファイル」でも提出してください。

※申請書類は、定められた様式を使用してください。文部科学省のウェブサイトに掲載しています。

令和6年度共同利用・共同研究システム形成事業～大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム～の公募について

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00442.html

(提出期限) 令和7年4月18日(金)17時【厳守】

(提出方法) 以下のファイル提出 URL より、申請書類①「様式1～様式4」及び②「事業概要資料」をアップロードしてください。アップロード後は、以下の連絡先のメールアドレスまで提出した旨の連絡をお願いします。

【ファイル提出 URL】

<https://mext.ent.box.com/f/f890c79aba47446592eae6bfc8adffb6>

【連絡先】 文部科学省 研究振興局
大学研究基盤整備課 研究設備係
TEL : 03-6734-4083
E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

(その他)

- ・ 提出ファイル名は以下のとおり統一の上、アップロードしてください。
 - ①・・・01-1【申請機関名】様式1 or 様式2 or 様式3 or 様式4.docx
 - 01-2【申請機関名】様式1～様式4結合ファイル.pdf
 - ②・・・02-1【申請機関名】事業概要資料.pptx
 - 02-2【申請機関名】事業概要資料.pdf
- ・ 申請書類の提出・受付後に、訂正・再提出及び追加提出等はありません。
- ・ 送信メールの件名は、「【申請機関名】令和6年度大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラムの公募に係る申請」としてください。
- ・ メール到着後、翌日まで(土日祝日を除く。)に受領通知を送信者に対して返信します。受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

(4) スケジュール

令和7年3月18日(火)	公募開始
令和7年3月18日(火)～3月31日(月)	申請意向表明期間
令和7年4月18日(金)17時	公募〆切
令和7年4月下旬	審査
令和7年5月上旬	審査結果通知、公表
(以降採択された申請のみ)	
令和7年5月中旬	交付申請
令和7年5月下旬	交付決定、事業開始

6. 問い合わせ先

公募要領の内容や様式の記載方法などについて、問い合わせが必要な場合は、以下の宛先まで連絡してください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省 研究振興局
大学研究基盤整備課 研究設備係
TEL : 03-6734-4083 (直通)
03-5253-4111 (内線 : 4083)
E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

最先端の中規模研究設備整備の戦略的・計画的整備方針

令和7年3月12日

- 中規模研究設備については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において令和5年6月2日に取りまとめた「中規模研究設備の整備等に関する論点整理」において、「全国的な学術基盤整備の観点から、国において、各大学等における設備マスタープランや今回実施する調査を踏まえた、戦略的・計画的な整備方針を策定すべきである。」との提言がなされている。
- また、同部会において取りまとめられた「中規模研究設備の整備に当たっての基本的な考え方」には、基本的な整備要件が定められている。
- これらを踏まえ、共同利用・共同研究システム形成事業「大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム」（以下、「本プログラム」という）の実施にあたって、「最先端の中規模研究設備整備の戦略的・計画的整備方針」（以下、「整備方針」という）を以下のとおり定め、本整備方針及び関連の文書に基づき選定を行うものとする。

【最先端の中規模研究設備整備の戦略的・計画的整備方針】

国公立大学の共同利用・共同研究拠点あるいは国際共同利用・共同研究拠点（以下、「共同利用・共同利用研究拠点等」という）に認定された研究施設等において、大学の枠を超えて学外に開かれた利用を前提とした新規技術開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備のうち、特に国が整備すべき次の研究設備について、優先的な整備を行っていく。

- ① **当該研究分野の国内外の研究動向の中での重要性等も踏まえて整備の必要性があり、高い先進性を有する設備**
 - ・ 当該研究分野における国際的な研究動向の中で、当該設備を整備することにより世界をリードしていけることが明確である。
 - ・ 国内外での当該設備の設置状況を踏まえ、我が国の学術研究の推進上、当該設備の整備の必要性が明確である。
 - ・ 国内外の研究動向の中で、当該設備の整備により当該研究分野が格段に広がるということが明確である。
 - ・ 当該設備について、研究分野をリードするにあたり、大学の本部及び拠点とし

て設備整備計画等に位置付けられている等の設備の整備に対する戦略性がある。

② 整備することにより、共同利用・共同研究拠点等としての機能が格段に向上する設備

- ・当該設備を整備するにあたり、研究者コミュニティからの要望を踏まえた仕様を備えるため、研究開発が必要な要素が含まれている。
- ・共同利用・共同研究拠点等として、幅広い研究者コミュニティからの要望を踏まえた管理・運営、整備方針の策定がなされており、利用ニーズが定量的に示されている。
- ・当該設備の導入により、共同利用・共同研究拠点等としての機能が向上し、他大学や研究者コミュニティの活用が促進され、共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれる等、拠点としての広がりが明確である。
- ・当該研究設備の利用については、共同利用・共同研究拠点等として学外に開かれたマネジメントができており、学内・学外分け隔てなく全国の関連研究者の利用が担保されている。
- ・共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が十分に配置されている。
- ・関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分、維持・管理や設備故障時の経費 等）が十分に得られる見込みがある。

③ 技術職員等の人材育成への多大な貢献が見込まれる設備

- ・設備の整備を通じ、専門性の高い、若手を含む技術職員等の関与が明確であり、技術職員の育成及びその技術の継承や向上に資することが明確である。

④ 企業との共同研究をはじめとする産学連携や製品化・事業化への効果が期待される設備

- ・当該設備に関連して企業との連携実績がある。
- ・当該設備の導入により、既存の連携企業または新たな企業との連携や製品化・事業化への効果が見込まれる。